

## 豊かな住生活の実現に向けて

小林 重敬 (横浜国立大学大学院工学研究院教授)  
 小澤紀美子 (東京学芸大学教育学部教授)  
 矢野 龍 (住友林業(株)代表取締役社長)  
 榊 正剛 (司会・住宅局長)

**榊** 住宅政策の大きな転換となる「住生活基本法」が施行され、この法律に基づき「住生活基本計画(全国計画)」の案のとりまとめが進められています。本日は、社会資本整備審議会住宅地分科会会長としてご尽力いただいた小林先生と、委員としてさまざまな議論をしていただいた小澤先生、矢野さんにご出席いただき、「住生活基本法」「住生活基本計画」を踏まえ、より豊かな住生活の実現のために求められることなどについて伺いたいと思います。

まず、小林先生には、住宅政策の大きな転換と「住生活基本法」「住生活基本計画」についてお話しいただきたいと思えます。

### 「住生活基本法」～「量」から「質」へ

**小林** 「住生活基本法」が成立しましたが、「住生活基本法」以前の住宅政策に関する基本的な法律は昭和41年に生まれた「住宅建設計画法」でした。その当時はわが国は、まだ住宅不足の時代で、多くの住宅をさまざまなツールを使って建設しなければいけませんでした。

具体的には、住宅金融公庫、公営住宅制度、日本住宅公団を中心に住宅を数多く提供するということで「住宅建設計画法」とそれに基づく「住宅建設五箇年計画」ができたわけです。

しかし、その後、昭和50年代に入ると住宅の戸数不足は基本的になくなり、住宅政策を戸数

の確保からいかに質を上げるか、あるいは住宅だけではなくて住環境をいかに上げるかという方向に大きく舵を切りつつ、「住宅建設計画法」の枠組みの中で進めてきたわけです。

しかし、わが国の経済社会状況は、おそらく人口の減少・高齢化などが大きく影響していると思いますが、近年では目立って大きな変化が現れてきています。そういう社会変動があつて国民の住宅に対するニーズも過去とは違ったものが出てきています。

それを受けつつ、住宅地分科会では、平成12年に、ある意味で今日の「住生活基本法」を支える答申を出しています。その答申の基本的な考え方は「市場重視」「ストック重視」ということでした。そして全体を丸めて表現すると、住宅のストックとしてできるだけ質のいいものを社会に提供し、それを社会的な資産として市場のメカニズムを使って多くの方々が良いストックとして使っていくという仕組みを住宅政策として考えてみましょうというものでした。

今回の「住生活基本法」の前提となつた昨年の分科会答申にもそのような考え方は受け継がれており、住宅というモノを提供するというより、質のいい住宅を提供して、そこから出てくる居住サービスを皆さんが豊かに使っていくという仕組みがこれからの住宅政策の大きな柱になると思います。したがって法律が「住生活基本法」という名前になつたように、住宅政策も中身が変わつてきたのではないかと思っています。

「住生活基本法」では豊かな住生活を実現するために四つの基本理念をうたっています。具体的には、まず「現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅を供給する」、「住民が誇りと愛着を持つことができる良好な居住環境の形成が必要である」とあります。住宅だけ良好なものを供給しても、住宅の価値はそれだけでは不十分で、



横浜国立大学大学院  
 工学研究院教授  
 こばやし しげのり  
**小林 重敬**

東京大学大学院工学研究科博士課程修了。工学博士。1973年横浜国立大学工学部助教授、1985年同大学工学部教授を経て、2002年4月より現職。前社会資本整備審議会住宅地分科会会長。

「居住環境が良好」でなければならないということです。そのような形で供給され、確保された住宅あるいは居住環境を、既存のストックを活用した、また民間の力を活用した市場を整備して皆さんが十分利用していく。その場合には当然のことながら「消費者の利益の保護が必要だ」と三つめの基本理念をうたっています。

しかし、住宅政策は、そのような市場のメカニズムで必ずしもとらえられない面があります。低額所得者、高齢者あるいは子育て家庭の方々が出て、現在の住宅の市場の中では十全なサービスを受けられない部分があります。セーフティネットとして、その「居住の安定の確保を図る必要がある」、これが四つめの基本理念です。

さらに、従来の「住宅建設計画法」では、「住宅政策の責務は国や地方公共団体が担う」ということでしたが、今回の「市場メカニズムの活用」ということは、国や地方公共団体という行政が担うだけではなくて、事業者あるいは居住者もその政策の一端を担う、責務を担うということを「住生活基本法」ではうたっています。

さらに、それを国が「住生活基本計画」という形でまとめて基本的な考え方を示し、都道府県も各々「住生活基本計画」を作り、さらに市町村も一緒になって住生活の安定、向上に関する施策を進める。「進める」ということは一方的に計画として示すだけではなくて、それがどういう成果を上げているのかをアウトカム目標という形で具体的に、例えば耐震化率やバリアフリー化率、省工

ネ化率、住宅性能表示実施率など13の指標を組み入れて政策の実現をしっかりとフォローし、また、計画を見直しながら推進していくという枠組みをつくったのです。

**榊** 豊かな住生活を実現するため、パラダイムシフトをこの法律によって進めていくものと思っています。小澤先生は住居学がご専門ですので、これまでも居住者の目から見た住宅についてのさまざまな問題意識をお持ちだと思いますが、今回の「住生活基本法」や「住生活基本計画」をご覧になってどう思われますか。

**求められる「住み手の自立と自律」と「多様性への対応」**

**小澤** 三つの視点からお話ししたいと思いますが、その前に、これから日本の人口が右肩上がりや伸びると思えませんので、人口減少社会という中で社会設計の視点がまず必要だろうと思っています。そういう文脈の中で私自身は「住生活基本法」と国あるいは都道府県の「住生活基本計画」をとらえています。

その中で一つ目は、少子・高齢化の問題がありますが、このことは世帯構成が小規模化したことと、地域間のバラつきを考えなければいけないということです。大都市圏域と地方の都市では家族の形の多様性、規模において全然違います。

そういう中で何を大事にしていくかといったときに、住み手側の自立と自律、それが今求められていると思います。私たちがいろいろな情報を得ることもできますし、多様なライフスタイル論が言われていますが、それは与えられるものではなく、自分たちが本当の豊かさとは何だろうということを考え、創っていくということが求められています。

また、高齢者になったときに、一人で暮らすだけではなくいろいろな方が集まる共同生活的な形態もあり得る

わけですから、そういったものも自分たちで創っていくということですね。

それから二つ目は、「住生活」という今までにない名称になったわけですが、私、教科書の検定をお手伝いしていた、高校の家庭科の教科書で、今まで「衣・食・住」といって、ある教科書会社の本は「住居」が一番前にきていたのですが、これは初めてのことで、これは来年から使われるので「住生活基本法」とすぐマッチングして、とても大事な視点をに入れていただけたと思います。もちろん、学校の先生方に配布する情報の中にはこの「住生活基本法」も取り入れてくれているのです。そういう意味でも新しい。これは男女共習ですから男性も住生活のことを学んでいきます。居住者の視点からというとても大事な視点が入ってきていると思います。

ただ、家族形態は、夫婦と子ども2人といういわゆる標準モデルはもしかするともう標準ではないのかもしれない。ですから、多様な住宅の供給も事業者にお願しなければいけませんし、また、居住者が住宅の供給に対してきちんと要求を出していくことも必要になってくると思います。

三つ目は環境の問題ですが、そのときに風土性を考えた視点も必要なのではないかと考えています。つまり、地域の実態に応じた生活のあり方があると思うのです。北は北海道から南は沖縄まで、冬の期間住戸内に閉じ込められている北と、開放的な南とそれぞれ地域性があるわけですが、今までは東京にいる設計者がデザインして地方にも同じようなモデルを供給しています。本当にそれでいいのでしょうか。そのことも考えていただきたい。

また、冬の生活が長いところでは集まって楽しく暮らす、豪雪地域のようなところでは冬の間暮らすための住宅があってもいいだろうということで、多様な暮らし方を地域で考えていくという視点や、さらに教育界でもいろいろ問題になっていることは、コミュニティを再生することによって挽回できるようなこともあるのではないかと、この視点もこれから入ってくると思います。

**榊** 私の若い頃は標準世帯4人と言っていました。今はそれが完全に崩れていますね。平成17年の平均世帯人員は、東京都の場合は2.12人です。

**小林** 東京の23区内では単身世帯が圧倒的に多いですからね。

**小澤** 伝統的に東京は江戸時代から一人暮らしが多かったですね。それは参勤交代によって大名が江戸に出て来るときに地方で頑張っている人を連れてきて、江戸の情報を書きさんと観せてそれを地方に持って帰らせるという役割も担っていたと思うのです。それは新しいことを取り入れると同時に自分たちの地域や暮らしを覗る(反省する)ということにもつながったのではないかと思います。

**榊** 先ほど小澤先生から、住宅関連事業者もいろいろな需要に即した供給をというお話がありました。住宅を供給する事業者の立場からご覧になって、今回の「住生活基本法」「住生活基本計画」に対してどのような評価をされていますか。

**ようやくできたグラウンドデザイン  
〜住生活基本法**

**矢野** 今までの住宅政策というのは景気対策の側面からの施策が強かったと思いますが、特にバブル経済がは



東京学芸大学  
教育学部教授  
こざわ 紀美子

東京大学大学院工学系研究科博士課程(建築学専攻)修了。工学博士。(株)日立製作所システム開発研究所研究員、1978年東京学芸大学助教授などを経て1993年1月より現職。社会資本整備審議会住宅地分科会委員。

じてからの10年間はその傾向がますます強かつたわけです。住生活基本法制定の経緯については当初から十分承知しているつもりですが、日本は世界第2位の経済大国といわれながら、住宅、住環境のレベルは衣・食に比べてあまりにもプアーな状態だと常々思っています。国民経済的な観点からの住宅政策が十分ではなかったのではないかと思っています。

私自身、アメリカでの駐在員経験が長かったのですが、年間所得は日本とあまり変わらなくても、住宅、住環境は格段の差があります。その背景の一つには、アメリカの場合は1949年にいわゆる「ハウジング法」(住宅法)というきちんとした国の住宅に関する基本法というものが定められ、そこには「アメリカの全家庭が良質な住宅とふさわしい生活環境を享受する」という国家の住宅政策の基本精神がしっかりと明記されていました。その上に立つて恒久的な住宅ローン利所得控除制度、住宅の新築、既存住宅購入は消費税非課税など金融、税制等の法体系が基本法を踏まえて構築されています。

アメリカの状況を見ると、日本でもそういう基本法があつて、その上でいろいろな政策が制度設計されていく形が望ましいと思つていましたが、今回、ようやくこのように国の住宅に対する一つのグランドデザインができたわけです。問題は仏を作つてこれからどうやって魂を入れていくかです。「住生活基本法」の基本理念を、国、地方公共団体のみならず、事業者、国民も共有して、特に税制、金融などの諸制度が構築されていって、住宅政策が本当に国民のためになるように方向付けられるようにわれわれも努力しなければならぬと思つています。

住生活基本法で明記された住宅関連事業者の責務についても、CSRの観点から消費者を含めた社会が企業を見つめる視点が非常に厳しくなっていることも相まって、これからも自ら供給する商品の安全性、品質、性

能等について責任を持つて対処するのは企業として当然のことだと受け止めています。

**榊** 考えてみますと、私も地方から出てきているのですが、戦後間もない頃から現在まで大都市圏集中という中で十分な数の住宅がなく「ないじゃないか、作ろうよ」と言つて作つてきたのだと思つています。人口・世帯数が今後減少に転じていくようになってきて、ようやくストックを重視して、落ち着いた生活を送つていける時期がきたのではないかと感じており、この「住生活基本法」「住生活基本計画」がその契機になればと思つています。

これからの「ストック活用」や「市場機能の活用」という重要なポイントについて小林先生は、どういったところに視点を置いていいたらいいと思われませんか。

### 住宅は社会的資産として みんなで活用していくもの

**小林** 「ストック重視」や「市場重視」の議論があります。が、まず、住宅をどういうものとしてとらえるかということがあります。今回の「住生活基本法」は「居住サービス」という議論が表に出ています。もう一方で「住宅を社会的な資産として考えよう」というのがベースにあります。個人個人が勝手に住宅を持つているわけではなくて、住宅は社会に置かれた社会的資産だということです。それは二つの意味を持っています。一つは社会的資産と考えるからにはストックとして質のいい住宅のトータルプランを作らなければならず、それがあつて初めて社会的資産とすることができます。もう一つは、社会的資産としての住宅を活用していくという意味では「市場重視」と結びついていきます。

先ほどのお話にもありましたが、ライフスタイルや世帯構造という面での変化がそれぞれの家族にあります。例えばある家族がある時期大きな規模の戸建住宅



住友林業(株)  
代表取締役社長  
の  
矢野 龍

北九州大学外国語学部卒業後  
1963年住友林業(株)に入社。1992  
年常務取締役、1995年専務取締  
役などを経て、1999年4月より  
現職。社会資本整備審議会住宅  
宅地分科会委員。

を郊外に建てて、子どもが育つて出て行つても高齢者が相変わらず2人で、場合によっては1人で住んでいるという場合がありますが、このままでは必ずしも良質な社会的資産として考えられないのではないのでしょうか。そういう住宅は市場メカニズムの中でうまく循環して、多くの方々が社会的資産としての住宅をライフスタイルなり家族構成に合わせて使えるような仕組みを作らなければいけません。そのためには既存住宅をうまく流通させる仕組みが必要ですし、また、そのベースには住宅をしっかりリフォームして新しい世帯、新しいライフスタイルに合わせるような形で作り替えて、社会的資産としてよみがえらせる仕組みが必要だと思つています。

さらに、そのためには、住宅に関する情報提供が極めて重要であると思つています。私もいくつか地方公共団体の住宅政策立案に絡んでいます。これからの住宅政策の大きな柱は情報を的確に提供することが必要だと必ず申し上げているのです。どんな質の住宅がどこにどんな形であるかという住宅に関わる情報を十分に提供することが、今回の「ストック重視」「市場重視」の住宅政策、あるいは「住生活基本法」の基本的な考え方の根本にあるだろうと思つています。

さらに「住生活」と考えると、単に住宅政策の枠組みの中で収まる問題ではない部分が出てきます。例えば福祉やまちづくりなどさまざまな分野の政策を住宅政策

と絡めて進めていくというような、多様な分野が関わる住宅政策を展開していかなければいけません。

**榊** 小林先生から住宅政策がまさに福祉やまちづくりなどいろいろな行政との接点ではないかというご指摘がありました。また、情報提供やサービスも含めたソフト面の重要性がどんどん高まっているといわれております。一方、情報の受け手であり、サービスのユーザーである居住者自身にも、住生活を豊かにしていくという意識が必要であると思います。「住生活基本計画」にも教育活動の推進を位置付けているわけですが、小澤先生はこれからの住教育や居住者としての心構えなどについてはどのように思われますか。

**日本人も自分の家にもっと注目しよう**

**小澤** 少し前に4か月余りイギリスの家にステイさせてもらったことがあります。日本とイギリスとの決定的な違いは、イギリスの方たちは「私たちは100年前からこの家に住んでいます」ということを明確におっしゃって、そして手を加えながら住んでいるのです。日本の家では普請道楽がなくなっていて、旦那衆が家に手間隙をかけなくなってきたのではないかと思っています。

そういう意味でこれからの豊かな住生活を考えるときに、もっと自分の家に注目して自分で手を加えられるところはもう少し自分でやってみたらどうかかと思うのです。余裕がないのかもしれませんが、「日本の男性はこんなに働かせませんよ」と言いましたら、ステイ先の奥さんが「じゃあ、自分の娘に、日本の男性と結婚するなって言っておくわ」と言っていました(笑)。そのとき、いつから日本の男性は家に手を加えなくなってきたのかと考えました。これは戦後、借家住まいから持家住まいが多くなったけれど、そのままなんと

なく行政にお任せしてきましたったツケなのかなと思っていました。

また、住教育については、私自身も住居学の必要性を訴え、教員の充実を訴えてきました。教科書も充実してきました。そして先ほどご紹介したように教科書が少し変わってきたということは新たな動きかなと思います。そういう中で私自身は、先生たちの質を高めるために、地方公共団体の住宅マスタープランづくりに絡めて行政の方とNPOの方、そして先生たちに向けての研修を行っています。また阪神・淡路大震災の後、「防災まちづくり教育」という視点で、建物、街全体を災害に強くするという地域の方、地方自治体の方、国の方もワークショップに入っていたいただいてカリキュラムづくりをし、それを学校で活用してもらっています。このとき重要なのは住居学担当の先生だけではなく、いろいろな先生が携わってくださることです。

今回の「住生活基本法」では、国が全国計画を作り、都道府県が計画を作る、さらに市町村でも計画を作っていくことが促進されることとなりますが、福祉やまちづくりをあわせた住宅政策をやっていくには、市町村単位がとても大事で、地域性を反映する計画づくりに住民が参加していく、あるいはNPOも協力し合ってやっていくことが大変重要になってくると思います。そういう意味ではかえって地方で先駆的にやるところが出てくると思います。そしてまた、事業者を育てていくためには、住み手がいい住宅を選択することが大切です。指標は国でも作りますが、そこをきちんと評価する目を住み手側が持っていないといけないのではないかと思います。

**榊** イギリスでは100年同じ家に住んでいるというところで、日本の住宅の活用期間は30年ぐらいだと

われています。30年ごとに作り替えていると確かに高いものについて、住宅に常に不満があるというのはそういうところからもきているのかもしれないですね。100年も続いていると二世帯、三世帯にわたって住むわけですから、それこそいろいろなところに手を入れるということになります。30年にいつぱんだと作るだけで終わってしまいますよね。そういうことを考えると、小澤先生がおっしゃる方向にまた舵を切っていかなければならないと思います。

**住宅を大切に手入れして次世代へ継承できる社会を**

**矢野** 小澤先生のお話に関してですが、戦前は日本の男性もきちんと住宅を手入れしていたのですか。

**小澤** 手入れしていたというより、借家人が多かったのです。日本の住宅の7割近くが借家だったのです。それが戦後、持家中心に変化して家の活用サイクルが短くなってしまったのです。

**矢野** アメリカでも、基本的に古い家が軽く100年建てていて、ただし、きちんと手入れをしています。例えば外壁のペイントは10年に一回ぐらい夏休みに子どもたちを使って小遣いをやってやらせています。屋根は大体何年ぐらいで替えるとか電気設備は法に基づいて替えていくとか。ご存じのとおりDIYのテレビ番組がありますからほとんど亭主がやっています。や



住宅局長  
さかき せいごう  
榊 正剛

東京大学法学部卒業後1974年建設省入省。大臣官房総括審議官、内閣府政策統括官(防災担当)などを経て、2006年7月より現職。

はり日本の男性もこれからはもう少し……。

品確法（住宅の品質確保の促進等に関する法律）では瑕疵担保期間が10年になっていますが、今、大手ハウスメーカーが作っている構造躯体は、実際には地震災害がない限り50年でも100年でも持ちます。しかし、内装、外装は経年変化をしていきますから、本当は住む側がきちんと手入れをしなければいけません。われわれは住宅をお客様にお引き渡しするときメンテナンスのマニュアルをお渡ししますが、なかなかやっていただけないのが実情です。

住生活基本法に「国及び地方公共団体の責務」「住宅関連事業者の責務」「関係者相互の連携及び協力」という規定がありますが、事業者としてここは大切に考えており、住宅生産者の事業者団体では遅ればせながら倫理憲章を作りました。それは「豊かな住生活を実現するために、われわれ事業者はどうあるべきか」というものです。

これからの住宅産業にあつては今以上に住みやすさ、安全・安心、環境負荷の軽減、持続性、長持ちする家、地域環境と調和する家づくり等々、つまり、住宅というワードだけではなくて住環境やその地域のコミュニティを形成する社会的資産だということをよく認識して、プランニングしていかなければいけないと思っています。建築だけでなく、入居してからのメンテナンス、次世代への継承までを視野に入れた事業の取組みが求められると思います。

また行政との関わりについても、住生活基本法にも書かれているように国、地方公共団体、事業者、居住者等の連携協力は欠かせません。その中で例えば住宅流通システムや評価システム等を構築するなど、この基本計画の施策を着実に促進できるように、ハード、ソフトを含めた中心的な役割が事業者には求められる

と思います。

良い資産を正当な評価で次世代に継承できる体系づくりができて初めてこの「住生活基本法」が魂の入った法律になるのではないかと思っています。

### 市町村の役割がますます重要に

**榊** 小林先生、小澤先生から市町村の役割が重要たからしつかり、というご示唆をいただきました。例えば、今重点的に進めている耐震改修について、税制上の措置があるのですが、実は都道府県や市町村がそういう制度をつくる必要があります。そういう意味でも市町村の役割は大きい。個人と国、地方公共団体をつないでいるのは市町村で、さらにその間をNPO法人のようなものが見つないでいろいろな補充関係も作っていてくれると思いますが、そういう意味では住宅政策の分野でも市町村の顔がもつと見えてくる、前に出てくるというようになって欲しいと思います。



**小林** 住宅政策については、市町村によつて実はかなりバリエーションが出てきています。そのことは若干気になつてはいるのです。要するに住宅政策を市町村の政策の大きな柱にして一生懸命やろう

としているところと、柱になつていないところと、二極分化してきている感じがします。

どういう市町村が住宅政策を重要だと考えているかというと、やはりまちづくりと一体となつて考えているところが住宅政策も重要であると認識されているようです。

最近では中心市街地再生の問題があつて、中心市街地を再生するためには従来のように商業だけを考えたのでは駄目だ、そこに住む人がいないとにぎわいは取り戻せないのではないか。住む人がいるということは、そこに住宅があるということですから、質のいい住宅を中心市街地にどのように作れるかということを生懸命考えている自治体の首長さんが出てきています。そういう形で住宅政策に重点を置かれている自治体がいくつか出てきています。

例えば富山市は、いろいろな交通的手段で中心市街地を活性化しようと考えていますが、行き着くところは街なかに住む人が、用意した交通手段を活用して街のにぎわいを作ることが何より必要だ、中心市街地にどうやつて居住を考えるかということが重要だと考えています。金沢市も、街なかに住んでもらうために、本当にさまざまな政策を打っています。そういう議論をいろいろ突き合わせていって、市民なり国民の本当に重要な資産は何かということを政策上もう一度考えてみましょうということなんです。

昔、日本は土地という資産が重要で、土地の値上がり値下がりに一喜一憂していたところがあつて、とにかく土地を確保したいと考え、それを一生懸命政策的にサポートしていた部分があつたと思いますが、これからは土地ではなくて土地を含めた住宅こそ国民にとっての資産であるというのが「住生活基本法」の考え方なのです。その資産をできるだけ価値を落とさない

ような形で息長く地域社会に確保していくことが、実は市町村の一番重要な政策ではないでしょうか。土地だけあっても地域は活性化しません。住宅があつて人が住んでいることが本当はその地域を活性化することであり、土地と住宅が一体となって良好なものが資産としてあることが地方公共団体の基盤を形成するはずですから、そこに市町村は思い至つて住宅政策をしっかりと考えていくべきではないかと思つて居るのです。

**榊** 「恒産なきものは恒心なし」と言いますが、まさに「恒産」という形で住宅が資産となければならないということですよ。

**小澤** 鳥取県西部地震、中越地震のときも知事さんが公的資金を投入して、そこに住まいをきちんと確保するというところでコミュニティを再生してやつて居るのです。これからそういった財産的な価値を考えたときに公的資金がどこまで入つて、将来の不安をセーフティネットとして守つてくれるかということも大事な要因となつていくと思います。

また、今回、セーフティネットが住宅の確保に特に配慮を要する者に対する居住の安定の確保として基本理念にうたわれていると思いますが、そこはただ国、地方公共団体に任せておくだけではなくて、どういうサポーターが現れるかということだと思います。

イギリスでは「未来の子どもたちのために」などのチャリティー財団がいろいろあるのですが、お年寄りや障害がある方たちの住まいをいかに確保しサポートしていくかといった仕組みづくりもNPOとの協働の力が大きいのではないかと思います。

**榊** 私は内閣府の防災担当として避難計画づくりに携わつたのですが、常日頃から「まちづくり部局」と「福祉部局」が連携して、人の状態を把握しておかないと、実は避難計画など作れないのです。その部分は

本当は市町村だからこそできるのですが、全部役所で行えるかというと、そうではなくて、いざとなつたらその人を支える周りの人がいて、コミュニティがあつて初めて避難が完成するのです。

**小澤** そうですね。今、子どもたちが狙われています。それもまちづくりの課題ですね。みんなの目が地域にあることによつて子どもたちも安心して学校に通えるし、遊べるということになるのではないかと思うのです。

**小林** そういう総合的な政策は国のレベルでも重要ですが、まさに必要なのは市町村レベルなのですね。

私は、いくつかの市町村あるいは都道府県の住宅政策の審議会に関わつていますが、特に市町村の審議会では住宅政策を議論するときには少なくとも福祉部局は必ず出てきてもらつて居ます。「出てきてもらわないと、これからの住宅政策は進みませんよ」ということです。おそらくこれからは安全・安心の面で警察行政も関わつてくるかもしれません。そういう総合行政が実質的に展開できるのは市町村だと思つて居ますので、市町村のレベルでどうやつてさまざまな分野と総合的に政策を打てるかというのが重要だと思つて居ます。

**日本に暮らすからには  
木造住宅の良さがある**

**矢野** 大工さんの数は昭和55年の約94万人から平成17年の約55万人と40%ぐらゐ減つて居る状況です。木造住宅の技術を担う技術力の高い棟梁・大工が半減して居るのです。大工さんが魅力ある職業としてとらえられていないことが理由ではないかと思つて居ます。よつて、技術力評価システム、収人と仕事の安定性、安全・安心できる現場作業システムの確立等、いろいろ取り組んで行くべき課題があると思つて居ます。

住生活基本法の国及び地方公共団体の責務の規定の

中に「住宅建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上」というのがあります。また、「住生活基本計画」の中にも「木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展」、「地域材を活用した木造住宅の生産体制の整備」といったことが書かれています。この辺は都道府県計画の中でもぜひよく検討していただきたいと思つて居ます。

**榊** 何年か前に私が小学校時代に住んでいた家をつぶしました。多分江戸時代に建つた家だったので、栗の柱があり、鉋をかけるともう新品同様で、そのまま使えるという話でした。そういうのを見ますと「ストック型社会」と言つたときに、木造住宅も十分活用できると思つて居ますし、そのためにはそれがきちんと作れる状態になつてないといけませんね。

**小澤** 生活の側面から見ても木材の利用を進めることは望ましいと思つて居ます。例えばエコスクール化で間伐材などを内装に使うと学校空間がとても軟らかくなり、先生たちも「子どもたちが落ち着く」と言つて居ます。そういう意味では今度住まいる方も、湿度の高い日本の国に暮らすからには木の良さというのはあると思つて居ます。

**小林** 既存住宅利活用などの議論を考へてみた場合、大工さんが作つた木造住宅というのはストック活用の可能性が高まるわけですね。

**榊** 今日は住生活基本法を出発点に、さまざまなお話を伺うことができました。豊かな住生活を実現するためには、国民、事業者、そして行政が力を合わせて、努力していくことが求められています。今後とも有益なご意見をお聞かせいただき、お力をお借りしたいと思つて居ます。